

県のホームページの管理・運営
に係る監査の結果報告書

平成 21 年 3 月
広島県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の対象機関	1
4	監査の実施時期	1

第2 監査委員意見

1	「広島県のホームページ」への掲載情報について	2
2	「広島県のホームページ」に掲載された情報の適切な維持管理について	2

(付記)

1	ホームページ掲載情報の維持管理について	3
(1)	「広島県のホームページ」以外のホームページについて	3
(2)	ホームページ情報の迅速な掲載について	3
2	利用者意見の積極的な聴取について	3

第3 監査結果（現状と課題）

1	ホームページの現状について	4
(1)	「広島県のホームページ」	4
ア	ホームページ開設以降の経緯	4
イ	ホームページ利用可能機関の範囲	4
(2)	「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」	4
ア	ホームページ開設以降の経緯	4
イ	ホームページ利用可能機関の範囲	4
(3)	「広島県公安委員会ホームページ」	4
ア	ホームページ開設以降の経緯	4
イ	ホームページ利用可能機関の範囲	4
(4)	「広島県警察ホームページ」	5
ア	ホームページ開設以降の経緯	5
イ	ホームページ利用可能機関の範囲	5
(5)	その他の機関が開設・管理するホームページ	5
(6)	各機関でのホームページ利用状況	6
(7)	ホームページに掲載する情報の作成・管理業務の状況	6
2	「広島県のホームページ」への掲載情報について	7
(1)	見出しのページに登録された情報タイトルについて	7
(2)	問題のある情報について	7
ア	組織名称が誤ったまま掲載されている情報	7
イ	リンク先の情報が表示できない情報	7

ウ	募集期間の終了した募集案内や開催時期が経過したイベント案内等	7
エ	その他	8
3	ホームページに掲載した情報の維持管理について	9
4	公表情報のホームページへの掲載について	10
5	利用者意見の聴取について	10

第4 参考

1	監査の実施方法	11
(1)	書面監査	11
ア	全機関への監査	11
イ	総務局（秘書広報部広報広聴課）等への監査	11
(2)	ホームページの閲覧による調査	12
2	「広島県のホームページ」について	13
(1)	「広島県のホームページ」への情報掲載方法について	13
(2)	「広島県のホームページ」に掲載されている情報のタイトル数について	15
3	ホームページ作成職員の養成について	16
(1)	総務局秘書広報部広報広聴課	16
(2)	警察本部総務部広報課	16
(3)	情報掲載機関の研修受講状況	16
4	ホームページ作成に関する規程等の整備状況について	17
(1)	「広島県のホームページ」	17
(2)	「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」	17
(3)	「広島県公安委員会ホームページ」	17
(4)	「広島県警察ホームページ」	17
(5)	情報掲載機関	17
5	掲載情報の維持管理の状況について	17
(1)	ホームページへの情報掲載担当者	17
(2)	不要情報の削除や情報更新の担当者	18
(3)	ホームページの管理・運営に係る県民意見の状況	18
6	ホームページへのアクセス数の推移について	19
(1)	「広島県のホームページ」	19
(2)	「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」	19
(3)	「広島県公安委員会ホームページ」	19
(4)	「広島県警察ホームページ」	19
7	情報掲載の留意点及び指導の状況について	19
(1)	見やすいホームページのための工夫	19
ア	「広島県のホームページ」	19
イ	「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」	19
ウ	「広島県公安委員会ホームページ」	20
エ	「広島県警察ホームページ」	20

(2) ホームページ管理機関から情報掲載機関への指導の状況	20
ア 「広島県のホームページ」	20
イ 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」	20
ウ 「広島県公安委員会ホームページ」	20
エ 「広島県警察ホームページ」	20
8 利用者意見の反映について	21
(1) 県民等からの意見, 要望等の活用状況	21
ア 「広島県のホームページ」	21
イ 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」	21
ウ 「広島県公安委員会ホームページ」	21
エ 「広島県警察ホームページ」	21
(2) 情報掲載機関からの意見, 要望等の活用状況	21
ア 「広島県のホームページ」	21
イ 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」	21
ウ 「広島県公安委員会ホームページ」	21
エ 「広島県警察ホームページ」	21
9 他の都道府県の状況	22

資 料

資料1 閲覧調査したホームページのURL一覧	23
資料2 広島県公開用ホームページ管理運営要領	26
資料3 広島県教育委員会教育長ホームページ管理運営要領	29
資料4 広島県公安委員会ホームページ運用規程	32
資料5 広島県警察ホームページの運用要領について	33
資料6 秋田県ホームページ作成ガイドライン (抜粋)	40
資料7 監査調書(様式1)(本庁ホームページ管理所属用)	41
資料8 監査調書(様式2)(各所属用)	43

(参考資料)

用語解説	47
------	----

(*) については, 用語解説を参照してください。

「県のホームページの管理・運営」に係る監査の結果

平成21年3月18日

広島県監査委員	山崎 正博
同	芝 清
同	高橋 義則
同	加賀美和正

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県のホームページの管理・運営について

2 監査の趣旨

インターネットが急速に普及した今日、ホームページは即時性を有する広報媒体、ひいては県の情報発信ツールとして、その重要性が増してきている。

県では平成8年4月にホームページを開設後、年々アクセス数、ホームページへの提供情報数ともに増加しており、また、迅速かつ機動的なホームページの更新が行えるようにするため、平成19年5月から新たなホームページ作成システムの運用を開始している。

そこで県民へのホームページによる情報提供の充実に資するため、県のホームページの現状、掲載情報の維持管理の状況などについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 県のホームページは県民にとって利用しやすいか。
- (2) 新たに開発されたホームページ作成システムは適切に運用されているか。
- (3) 利用者の意見は適切に反映されているか。

3 監査の対象機関

全ての機関（知事部局及び企業局の本庁及び地方機関、議会事務局並びに各行政委員会・委員の事務局及びその管理に属する機関）

4 監査の実施時期

平成20年6月～平成21年3月

第2 監査委員意見

監査委員意見は次のとおりである。

なお、各事項の説明は「第3 監査結果（現状と課題）」を参照されたい。

1 「広島県のホームページ」への掲載情報について（総務局）

「広島県のホームページ」（総務局秘書広報部広報広聴課が開設・管理するホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>。以下同じ。）は、平成8年の開設後、増加する情報量に迅速に対応するためにホームページ作成・管理システムを導入するなど、効率的かつ経済的な管理・運営を行うための改善・改良が行われている。

しかし、現在掲載されている情報の一部に、次のような、県民にとって使いにくい、あるいは誤解されるおそれがあるものなど、いくつかの問題点が発見されたので、総務局は情報掲載機関において速やかに是正されるよう指導する必要がある。

- ・掲載情報のタイトルが登録された見出しのページに多数のタイトルが登録されているために、必要な情報が探しにくいもの
- ・組織名称が誤ったまま掲載されている情報
- ・リンク先の情報が表示されない情報
- ・募集期間の終了した募集案内や開催時期が経過したイベント案内等

監査において確認した上記の問題点のほか、総務局は「広島県ホームページ作成・管理システム操作マニュアル 第2章 広島県ホームページ作成・管理システムにおけるホームページ作成ガイドライン」の主旨に沿ってこれら以外のものについても併せて調査をし、問題があれば是正を指導されたい。

2 「広島県のホームページ」に掲載された情報の適切な維持管理について（総務局）

ホームページに掲載した情報について維持管理の規定がなく、また掲載情報を点検していない、点検間隔が長期となっているなど、掲載情報の維持管理が不十分な情報掲載機関があったが、こうした状況が意見1で述べた問題の発見を遅らせる一因になっていると考えられる。

については、総務局は「情報掲載機関は掲載情報を適正に維持管理すること」を規程等に明示するなど、情報掲載機関において掲載時の点検及び年複数回の定期点検が徹底されるよう指導する必要がある。

(付 記)

1 ホームページ掲載情報の維持管理について

(1) 「広島県のホームページ」以外のホームページについて

「広島県のホームページ」のほか、独自にホームページを開設・管理している各機関においては、意見1, 2を参考にして、現在掲載している情報の点検及び問題点の是正並びに掲載情報の定期的な点検を徹底していただきたい。

(2) ホームページ情報の迅速な掲載について

ホームページへの情報掲載について、事務処理に時間を要したことを理由に報道機関等への公表日から相当の期間を経て掲載していた事例があった。

ホームページ管理機関（情報掲載機関が利用しているホームページを開設・管理する機関。以下同じ。）及び情報掲載機関においては、迅速に情報提供できるホームページの利点を有効に活用するため、掲載の迅速化に努めていただきたい。

2 利用者意見の積極的な聴取について

県の各機関が開設・管理するホームページのうち、ホームページ上から利用者の意見・要望が直接メール送信できないものがあった。

県民にとって利用しやすく分かりやすいホームページとするために、利用者意見を聴取することは重要であることから、ホームページ管理機関は利用者がホームページ上から直接メールを送信できるよう設定し、より幅広く利用者意見を聴取することを検討していただきたい。

第3 監査結果（現状と課題）

1 ホームページの現状について

- (1) 「広島県のホームページ」(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>)
総務局秘書広報部広報広聴課が開設・管理するホームページ。

ア ホームページ開設以降の経緯

平成 8年 4月 ホームページ開設
平成12年 4月 ホームページの管理運営を情報政策課から広報広聴課へ引継
平成14年 8月 携帯電話用ホームページの開設
平成15年 4月 トップページを含むカテゴリ^{*1}のリニューアル
平成15年12月 文字の拡大や読み上げ機能の導入
平成18年 7月 バナー広告開始（8枠）
平成19年 4月 バナー広告拡充（8枠→10枠）
平成19年 5月 ホームページ作成・管理システム稼働，デザインカテゴリ^{*1}
のリニューアル

イ ホームページ利用可能機関の範囲

本庁の各課（知事部局，企業局，議会事務局，各行政委員会・委員の事務局）及び総合技術研究所

- (2) 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」
(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/>)

教育委員会事務局管理部総務課教育政策室が開設・管理するホームページ。

ア ホームページ開設以降の経緯

平成10年10月 ホームページ開設
平成18年 9月 リニューアル（ユニバーサルデザインに対応）

イ ホームページ利用可能機関の範囲

教育委員会事務局各課・室，地方機関等（学校を除く。）

- (3) 「広島県公安委員会ホームページ」

(<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/kouan/>)

警察本部総務部総務課が開設・管理するホームページ。

ア ホームページ開設以降の経緯

平成12年10月 ホームページ開設
平成15年 9月 古物 URL 届出一覧掲載開始
平成16年 5月 警備業法に基づく営業停止命令の公表開始

イ ホームページ利用可能機関の範囲

警察本部総務部総務課公安委員会補佐室及び生活安全部生活環境課

- (4) 「広島県警察ホームページ」(http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp)
警察本部総務部広報課が開設・管理するホームページ。

ア ホームページ開設以降の経緯

平成10年 3月 県警ホームページ開設
平成14年12月 県警ホームページリニューアル
平成16年 1月 署ホームページの運用開始

イ ホームページ利用可能機関の範囲

県警の全所属（警察署を含む。）

(5) **その他の機関が開設・管理するホームページ**

県の各機関では、(1)から(4)のホームページを利用するほか、次に掲げるように必要に応じて各機関でも独自にホームページを開設して県民等への情報提供を行っている。

- ・「広島県防災Web」
- ・「広島県の統計」
- ・「広島県環境情報サイト」
- ・「救急医療Net Hiroshima」
- ・「広島県観光ホームページ」
- ・「広島県農業情報ローカルネットワークシステム」
- ・「土砂災害ポータルひろしま」
- ・「ひろしま住まいづくり支援ネットワーク」
- ・「広島県議会」
- ・「広島県人事委員会」
- ・その他、本庁各機関、地方機関、県立学校等が開設・管理するホームページ

注 各ホームページのURLは「閲覧調査したホームページのURL一覧」(P23)に掲載

(6) 各機関でのホームページ利用状況

ホームページを利用して県民への情報提供を行っている機関は、315機関であり、全庁の約90%の機関でホームページを利用した情報提供が行われていた。

区 分	機関数	割合 (%)
利用している機関	315	89.5
利用していない機関	35	9.9
現在は利用していないが、今後、利用予定がある機関	2	0.6

注 次のとおり集計した。

部 局 等	集計した単位	
知事部局 企業局	本庁	各課
	地域事務所	各事務所
	地域事務所以外の地方機関	各地方機関
議会	議会事務局	各課
教育委員会	事務局本庁	各課
	事務局地方機関	各地方機関（教育事務所を含む。）
	県立学校	各学校
	県立学校以外の教育機関	各教育機関
広島県警察	警察本部	各課・室・隊・所
	広島市警察部	部
	広島県警察学校	学校
	警察署	各警察署
人事委員会 労働委員会	人事委員会事務局 労働委員会事務局	各課
選挙管理委員会 監査委員 広島海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 広島海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	各事務局

(7) ホームページに掲載する情報の作成・管理業務の状況

ホームページに掲載する情報の作成及び管理の形態について、各機関から利用しているホームページごとに回答を集計した結果、職員自らが情報作成及び管理を行っている割合は約95%であった。

区 分	回答数	割合 (%)
職員が作成・管理している	360	94.5
作成は業者に委託し、管理は職員が行っている	8	2.1
作成は職員が行い、管理は業者に委託している	6	1.6
作成・管理ともに業者に委託している	7	1.8

注 各機関から利用しているホームページごとに回答を集計したため、回答数の計は機関数と一致しない。

2 「広島県のホームページ」への掲載情報について

(1) 見出しのページに登録された情報タイトルについて

「広島県のホームページ」において、掲載情報のタイトルが登録された見出しのページを確認したところ、登録情報が8つまでの場合は画面上で全てのタイトルを確認することができたが、登録情報が9つ以上の場合には、画面を下方にスクロール^{*2}しないと全てのタイトルを確認することができなかった。

(第4 参考 2(1) P13参照)

掲載情報のタイトルが登録されている見出しのページで確認した923ページのうち、9つ以上のタイトルが掲載されている割合は全体の約4分の1(23.2%)であった。

また、最もタイトルの掲載量が多いページには185のタイトルが掲載されていたが、ホームページの利用者が必要な情報を探しやすくするために、タイトルが多数になる場合には、何らかの分類によりページを分けて掲載する等の対応を検討する必要がある。(第4 参考 2(2) P15参照)

注 「広島県のホームページ」を確認した条件

WindowsXP, IE6.0初期設定, 文字サイズ中, 画面解像度1024×768ピクセル,
15インチディスプレイ使用

(2) 問題のある情報について

「広島県のホームページ」には、115機関で約8,900コンテンツ^{*3}の情報を掲載していたが、そのうち65機関で次のような情報が掲載されていた。

ア 組織名称が誤ったまま掲載されている情報

本県の知事部局等では、平成20年4月に組織再編が行われ、組織名称も従前の「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ変更されているが、掲載情報の担当部署として記載されている組織名称が変更されていない情報が265コンテンツ^{*3}(364箇所)掲載されていた。

イ リンク先の情報が表示できない情報

掲載情報には、必要に応じてリンクが設定してあるが、クリックしてもリンク先の情報が表示できないものが72コンテンツ^{*3}(128箇所)掲載されていた。

ウ 募集期間の終了した募集案内や開催時期が経過したイベント案内等

平成19年度以前に終了した募集案内や開催時期が経過したイベント案内等の情報が、13コンテンツ^{*3}掲載されていた。

引き続き掲載する必要がある場合には、イベント等は既に終了している旨を記載する必要がある。

エ その他

不正確な表現が使用されていたり、タイトルをクリックしても表示されない情報等が12コンテンツ^{*3}掲載されていた。

(例示)

- ・意見、感想をメールで求めているにも関わらず、メールアドレスが記載されていない。
- ・「関連情報はページ下部」と表示されているにも関わらず、ページ下部に情報が記載されていない。

注 平成20年12月16日に知事に提出した監査委員意見書で、本監査の途中経過で判明した掲載情報の問題点を指摘したところ、総務局から情報掲載機関に対して掲載情報を定期的にチェックするなど適切な管理・運営に努めるとともに、問題のある情報の速やかな修正を求める旨が通知され、既に是正されている情報もある。

3 ホームページに掲載した情報の維持管理について

ホームページに掲載した情報について、不要情報の有無や情報更新の必要性のチェック状況を確認したところ、「チェックしていない」との回答が34あった。

不要情報の有無や情報更新の必要性をチェックする担当者

区 分	回答数	割合 (%)
① 特に担当は決めず、当該情報を掲載した職員が行う	109	26.9
② 係・グループごとに決められた職員が行う	86	21.2
③ 所属内で決められた職員が行う (②を除く)	161	39.8
④ ①から③以外の者がチェックしている (ホームページ管理機関の職員、委託業者等)	15	3.7
⑤ チェックしていない	34	8.4

注 「第3 1(7)」の表と同様に集計を行っている。

複数回答した機関があるため、回答数の計は「第3 1(7)」の表とは一致しない。

また、不要情報の有無や情報更新の必要性をチェックする頻度を確認したところ、毎月1回以上チェックしている割合は、県の機関が利用する全ホームページでは約60%であり、「広島県のホームページ」では約35%であった。

頻度	県の機関が利用する 全ホームページの チェック頻度			左のうち、 「広島県のホームページ」の チェック頻度		
	回答数	割合 (%)	小 計	回答数	割合 (%)	小 計
常時	2	0.5	226 (60.9%)	0	—	36 (35.3%)
日～1週	55	14.8		6	5.9	
1週超～1月	169	45.6	145 (39.1%)	30	29.4	66 (64.7%)
1月超～半年	40	10.8		17	16.7	
年	23	6.2		7	6.8	
その他	82	22.1		42	41.2	

注 「第3 1(7)」の表と同様に集計を行っている。

回答に該当がない機関や複数回答した機関があるため、回答数の計は「第3 1(7)」の表とは一致しない。

- ・「常時」チェックしているホームページの内容
「広島県防災Web」(パソコン用)、「広島県防災Web」(携帯電話用)
- ・「その他」の回答の主なもの
随時、不定期、制度改正時 等

なお、多数の情報掲載機関からの掲載情報を扱う「広島県のホームページ」ほかの各ホームページ運用規程を確認したところ、情報掲載機関に対しホームページ掲載後の定期的なチェックなど適正な維持管理を促す規定は見当たらなかった。

注 運用規程は資料2～5(P26～)に掲載している。

他県における掲載情報の適正な維持管理に関する規定例は、P22に掲載している。

4 公表情報のホームページへの掲載について

県民，報道機関等へ公表した情報のうち約93%は公表から1週間以内にホームページに掲載されていた。

区 分	回答数	割合 (%)
公表日と掲載日は，ほぼ同一	213	55.8
公表後，1週間以内にホームページに掲載	141	36.9
公表後，ホームページへの掲載は1週間を超えている	28	7.3

注 「第3 1(7)」の表と同様に集計を行っている。

回答に該当がない機関や複数回答した機関があるため，回答数の計は「第3 1(7)」の表とは一致しない。

5 利用者意見の聴取について

ホームページ管理機関が開設・管理するホームページのうち，ホームページ上から利用者の意見・要望が直接メール送信できないものが約43%であった。

区 分	ホームページ数	割合 (%)
意見・要望等がホームページ上から直接メール送信できる	98	56.6
” 直接メール送信できない	75	43.4

第4 参考

1 監査の実施方法

(1) 書面審査

次のとおり、ホームページの利用やホームページ掲載情報の管理などの状況について、監査調書による書面監査を行った。

ア 全機関への監査

【対象機関】

全ての機関（知事部局及び企業局の本庁及び地方機関，議会事務局並びに各行政委員会・委員の事務局及びその管理に属する機関）

【監査項目】

- (ア) ホームページ利用の有無
- (イ) 利用しているホームページの数
- (ウ) ホームページに掲載する情報の作成・管理の形態
- (エ) ホームページへの情報掲載及び掲載後の情報管理
- (オ) ホームページに対する県民からの意見・要望の受信状況
- (カ) ホームページ作成担当職員の研修（説明会・講習会等）受講状況
- (キ) ホームページ作成マニュアル（要綱等）の有無

イ 総務局（秘書広報部広報広聴課）等への監査

県が開設・管理するホームページのいくつかは、複数の県機関からの情報を掲載するものがある。これらのうち、知事部局，教育委員会または公安委員会・警察本部を代表するホームページの開設・管理機関について監査した。

【対象ホームページ及び機関】

ホームページ	機関
広島県のホームページ (http://www.pref.hiroshima.lg.jp)	総務局秘書広報部 広報広聴課
ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～ (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/)	教育委員会事務局管理部 総務課教育政策室
広島県公安委員会ホームページ (http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/kouan/)	警察本部総務部総務課
広島県警察ホームページ (http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp)	警察本部総務部広報課

【監査項目】

- (ア) ホームページの概要
- (イ) ホームページの利用可能機関の範囲
- (ウ) ホームページへのアクセス件数及び作業処理件数の推移
- (エ) ホームページの情報掲載や運用管理についての規程（要綱，マニュアル等）
- (オ) ホームページ利用職員への研修の有無
- (カ) ホームページ利用機関への指導状況
- (キ) 県民等やホームページ利用機関からの意見・要望等の状況

(2) ホームページの閲覧による調査

県が開設・管理するホームページを直接閲覧して調査した。

【対象ホームページ】

「閲覧調査したホームページのURL一覧」(P23)に掲載

【閲覧期間】

平成20年7月～平成20年9月

2 「広島県のホームページ」について

(1) 「広島県のホームページ」への情報掲載方法について

「広島県のホームページ」では、ホームページ作成・管理システムが導入され、登録者（ホームページ作成担当者）が、システムを利用して情報（タイトル・本文、カテゴリ^{*1}、リンク設定など）の作成及びホームページへの登録を行っている。

「広島県のホームページ」には、トップページに「暮らし」、「健康・福祉」、「しごと・産業」、「教育・文化・交流」、「地域づくり」、「県政情報・統計」の6つのカテゴリ^{*1}が設定され、そのカテゴリ^{*1}の下に順次カテゴリ^{*1}を階層化した構造となっている。

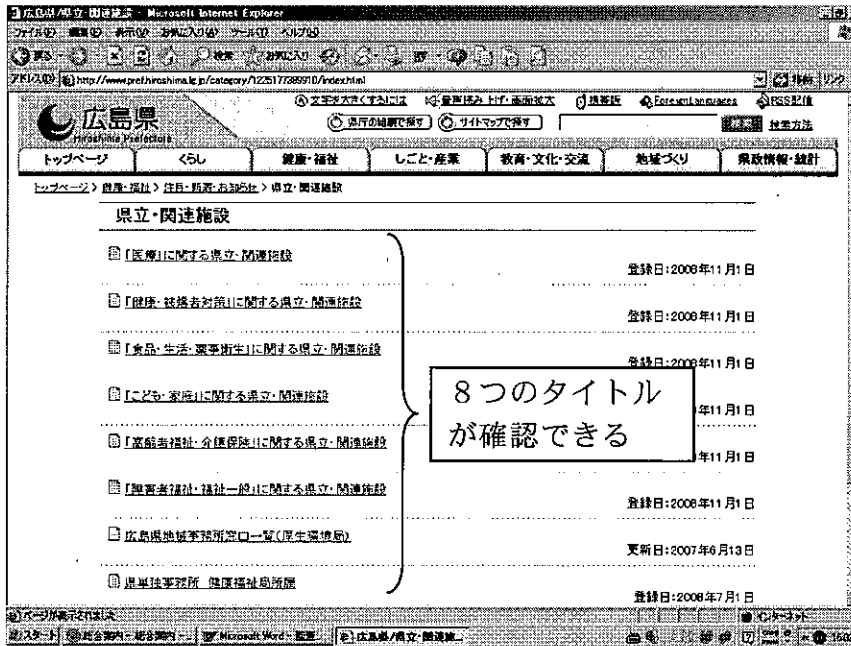
(例) ① 「広島県のホームページ」のトップページ



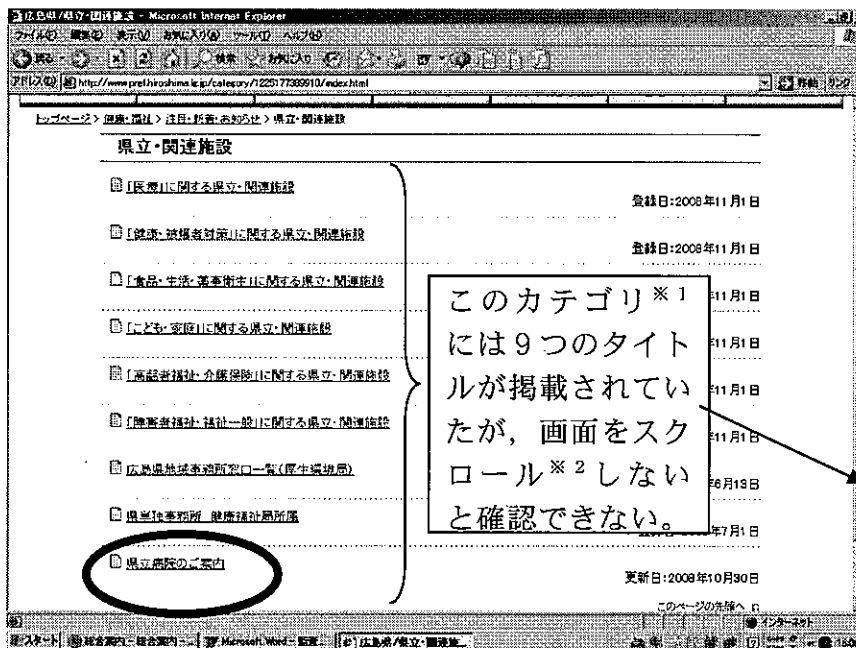
② トップページから「健康・福祉」を選択すると、更に8つのカテゴリ^{*1}（「注目・新着・お知らせ」、「医療」、「健康・被爆者対策」、「食品・生活・薬事衛生」、「子ども・家庭」、「高齢者福祉・介護保険」、「障害者福祉・福祉一般」、「相談窓口・手続・届出」）が表示され、更にその下層にカテゴリ^{*1}が続いている。



- ③ 「注目・新着・お知らせ」の「県立・関連施設」を選択すると、画面上では8つの登録情報のタイトルが確認できる。



- ④ しかし画面を下方にスクロール^{※2}すると、一番下に「県立病院のご案内」のタイトルがあり、9つのタイトルが掲載されていることが確認できた。



(2) 「広島県のホームページ」に掲載されている情報のタイトル数について

掲載情報のタイトルが登録されている見出しのページで確認した923ページのうち、9つ以上のタイトルが掲載されているページは214ページ(23.2%)であった。

そのうち、100以上のタイトルが掲載されているページが2ページあった。

掲載タイトル数	当該ページ数	掲載タイトル数が9以上の割合
1～8	709	214 (23.2%)
9～20	161	
21～50	46	
51～100	5	
100～	2	
合計	923ページ	

3 ホームページ作成職員の養成について

1(1)イのホームページを開設・管理する機関の研修実施状況及び情報掲載機関での研修受講状況は次のとおりであった。

(1) 総務局秘書広報部広報広聴課

「広島県のホームページ」を利用する機関の職員を対象に開催

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研修受講人数	51人	190人	212人

注 ホームページ作成管理システムの導入に伴う説明会を開催したため、平成18年度から研修受講人数が増加している。

研修内容

平成17年度 ホームページのユーザビリティ^{※4}，アクセシビリティ^{※5}研修

平成18年度 ホームページ作成セミナー，公開用ホームページのリニューアルに伴う留意点及び操作等の説明会

平成19年度 ホームページ作成・管理システム概要説明会

(2) 警察本部総務部広報課

「広島県警察ホームページ」を利用する機関の職員を対象に開催

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研修受講人数	69人	28人	未実施

研修内容

平成17年度 ホームページ作成講習，ホームページ作成（中級）講習

平成18年度 O A講習ホームページ作成コース

(3) 情報掲載機関の研修受講状況

ホームページを利用している315機関に対して、平成17年度から平成19年度までの研修受講状況を確認したところ、次表のとおりであった。

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受講機関数	24機関	92機関	109機関
受講人数	36人	208人	251人

注 「第3 1(6)」の表と同様に集計を行っている。

回答に当たって、受講しているが受講人数が不明と回答した機関については、受講機関数には1を、受講人数には「0」を計上して集計している。

4 ホームページ作成に関する規程等の整備状況について

1 (1) イのホームページを開設・管理する機関及び情報掲載機関の規程等は、次のとおりであった。

(1) 「広島県のホームページ」

広島県公開用ホームページ管理運営要領（P 2 6）

(2) 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」

広島県教育委員会教育長ホームページ管理運営要領（P 2 9）

(3) 「広島県公安委員会ホームページ」

広島県公安委員会ホームページ運用規程（P 3 2）

(4) 「広島県警察ホームページ」

広島県警察ホームページの運用要領について（P 3 3）

(5) 情報掲載機関

各機関が利用しているホームページごとに、マニュアル（要領等）の整備状況を確認したところ、次表のとおりであった。

区 分	回答数	割合 (%)
整備している（他機関が作成した規程等を利用している場合を含む。）	1 9 9	5 2 . 2
整備していない	1 8 2	4 7 . 8

注 「第3 1(7)」の表と同様に集計を行っている。

5 掲載情報の維持管理の状況について

情報掲載機関に対して利用しているホームページごとに情報の掲載・削除・更新を行う担当者を確認したところ、次のとおりであった。

(1) ホームページへの情報掲載担当者

区 分	回答数	割合 (%)
① 特に担当は決めず、情報掲載が必要な職員が行う	1 1 2	2 7 . 6
② 係・グループごとに決められた職員が行う	8 9	2 2 . 0
③ 所属内で決められた職員が行う（②を除く）	1 9 0	4 6 . 9
④ ①から③以外の者が掲載している（ホームページ管理機関の職員、委託業者等）	1 4	3 . 5

注 「第3 1(7)」の表と同様に集計を行っている。

複数回答した機関があるため、回答数の計は「第3 1(7)」の表とは一致しない。

(2) 不要情報の削除や情報更新の担当者

区 分	回答数	割合 (%)
① 特に担当は決めず、当該情報を掲載した職員が行う	110	27.2
② 係・グループごとに決められた職員が行う	88	21.7
③ 所属内で決められた職員が行う(②を除く)	183	45.2
④ ①から③以外の者が削除・更新している (ホームページ管理機関の職員、委託業者等)	24	5.9

注 「第3 1(7)」の表と同様に集計を行っている。

複数回答した機関があるため、回答数の計は「第3 1(7)」の表とは一致しない。

(3) ホームページの管理・運営に係る県民意見の状況

これまで利用者からホームページの管理・運営についての意見、要望等を受けた事例がある情報掲載機関は315機関のうち52機関であり、主な意見は次のとおりであった。

区 分	機関数	割合 (%)
県民等からホームページの管理・運営についての意見、要望等を受けたことがある	52	16.5
〃 受けたことはない	263	83.5

注 「第3 1(6)」の表と同様に集計を行っている。

県民等から寄せられたホームページの管理・運営に関する主な意見、要望等

- ・掲載情報の未更新に関する指摘
- ・掲載内容の充実を求めるもの
- ・情報を見つけにくい
- ・リンク先の情報が表示できない指摘
- ・画面表示について（スクロール^{*2}しないと見えない情報がある。）
- ・出力関係（様式が出力できない）
- ・入力関係（申請様式に入力できない）
- ・ホームページ上から直接意見をメール送信したい

6 ホームページへのアクセス数の推移について

1 (1)イのホームページについてアクセス数をみると、次表のとおりであった。

(1) 「広島県のホームページ」

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
アクセス数(千件)	20,470	30,633	38,777	46,596	46,727

(2) 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
アクセス数(千件)	620	699	779	811	970

(3) 「広島県公安委員会ホームページ」

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
アクセス数(千件)	72	100	132	111	120

(4) 「広島県警察ホームページ」

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
アクセス数(千件)	357	399	519	578	1,195

7 情報掲載の留意点及び指導の状況について

(1) 見やすいホームページのための工夫

1 (1)イのホームページについて、県民等が利用しやすく分かりやすいホームページにするためにホームページ管理機関で留意している点や工夫している点について次のとおり回答があった。

ア 「広島県のホームページ」

平成19年5月に全体のデザインを5年振りに一新し、欲しい情報を容易に入手しやすいカテゴリ^{*1}分類を行うなど、利用者視点に立った改良を行った。

また、システム上、「JIS X 8341-3」^{*6}に沿ったチェックを行い、アクセシビリティ^{*5}の確保に努めている。

さらに、各コンテンツ^{*3}については、基本的事項として5W1Hを考慮した作成を心掛けるよう、広報広聴担当者会議などで通知している。

イ 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」

専門用語などの一般的でない言葉はなるべく使用しない。

できるだけ簡潔な内容にする。

全体の統一感を持たせる。

音声読み上げソフトに対応するようページを作成する。

ウ 「広島県公安委員会ホームページ」

「広島県警察ホームページ」、他都道府県公安委員会等へのリンク掲載
トップページに掲載項目一覧とそのリンクを掲載

委員の発言内容等を平易な言葉で掲載し、必要に応じて写真を使用するなどして、
活動内容を分かりやすく紹介している。

定例会議開催の都度の更新に努めている。

エ 「広島県警察ホームページ」

閲覧者のインターネット環境に配慮し、各ファイルの大きさを概ね1MB以下と
している。

(2) ホームページ管理機関から情報掲載機関への指導の状況

1(1)イのホームページを開設・管理する機関から、掲載情報の適正な維持管理等の
指導状況について、次のとおり回答があった。

ア 「広島県のホームページ」

各機関からのコンテンツ^{※3}公開依頼の都度、公開期間を設定しておく必要のある
コンテンツ^{※3}（入札情報や各種募集情報など）について、未設定であれば指導して
いる。

行事や募集などの案内を内容としたコンテンツ^{※3}の場合、PDFファイルのみを
添付しているケースがあるが、基本的に5W1Hの内容を表記し、詳細については
PDFファイルを閲覧してもらうようなページ作成に努めるよう指導している。

イ 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」

各種会議概要や事業報告書等掲載について、情報の定期的な更新を依頼するなど
適時指導を行っている。

ウ 「広島県公安委員会ホームページ」

定期的に内容確認を行い、掲載状況の適正な維持管理について、指導・連絡を行
うこととしている。

エ 「広島県警察ホームページ」

各機関が関係するホームページを更新する際には、変更するHTMLファイル等
を広報課に送信し、広報課が作動状況のチェックや内容、表現のチェックを行って
いる。

また、広報課員によりホームページをチェックし、更新の遅れ等がある場合には、
担当所属に連絡し、更新を促す。また、P-WANで県警ホームページと同じもの
を閲覧できるようにしていることから、各所属職員もインターネット端末がない状
態でも県警ホームページを閲覧できることから、職員によるチェックができるよう
にしてある。

8 利用者意見の反映について

1 (1) イのホームページを開設・管理する機関から、県民及び情報掲載機関からの意見・要望等の取扱いについて、次のとおり回答があった。

(1) 県民等からの意見，要望等の活用状況

ア 「広島県のホームページ」

各ページの下部に掲載しているアンケートに返信してもらったデータを集約して、毎月開催している広報広聴担当者会議において情報提供している。

また、修正が可能な要望等については、広報広聴担当者会議において情報を共有し、改善に向けた修正を行っている。具体的には、各種申請様式集が散在していたが、これをひとつにまとめて見易く掲載した。

イ 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」

県民等から寄せられた意見，要望等については、関係課・室に対して個別に情報提供，対応依頼している。そのうち広く県民に周知を図る必要があるものについては、ホームページ上に公表している。

ウ 「広島県公安委員会ホームページ」

現在のところ，具体的な意見・要望等は寄せられていない。

エ 「広島県警察ホームページ」

ホームページのご意見・ご要望コーナーに入力フォームを設け，県民の意見等を把握できるシステムにはなっているが，現在までホームページに関する事例はない。

(2) 情報掲載機関からの意見，要望等の活用状況

ア 「広島県のホームページ」

これまで寄せられた意見（主には質問内容）等については，Q&A方式で，ホームページ作成・管理システムに掲載している。

イ 「ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～」

各機関から寄せられた意見，要望等については，教育委員会全体としてのバランスを考え，可能な限り要望に応えられるよう検討している。

ウ 「広島県公安委員会ホームページ」

現在のところ，具体的な意見・要望等はない。

エ 「広島県警察ホームページ」

集約，活用等は行っていない。

9 他の都道府県の状況

他都道府県のホームページ運用管理規程（要領，マニュアル等）を確認したところ，掲載情報の適正な維持管理を徹底させるため，他県では次のような規定を設けている。

都道府県名	内 容
秋田県	ホームページを管理するためのチェックリスト（別紙資料6）を作成して各所属でチェックさせており，特に不要な情報（終了したイベントの事前告知，期限を限定したもの）の速やかな削除を奨励している。
石川県	各所属にホームページ総括担当者及びホームページ担当者を設置しており，ホームページ総括担当者は，ホームページ担当者が行う業務を総括し，掲載基準を遵守し，積極的なホームページによる情報発信に努めること，また，ホームページ担当者は，少なくとも1日に一度は所属のホームページにアクセスし，所属のホームページが円滑に運用されていることを確認することなどを定めている。
長野県	<p>ホームページに掲載する情報を次の5種類に分類し，情報の削除時期を定めている。（ただし，所属長が別に時期を定めることも可能）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県からのお知らせ 情報期限終了時。ただし，発表資料は情報掲載後3月。 2 県事業等の紹介 当該事業終了年度末 3 県事業等の報道 情報掲載後2月 4 データベース的情報 情報掲載後3年。ただし，期間更新を妨げない。 5 その他 所属長の判断による。
佐賀県	各所属で期限切れ情報やリンク先の情報が表示できない情報等が掲載されないよう1ヶ月に1回以上，所属で管理するコンテンツ ^{※3} のチェックを行い，常に最新の内容が掲載されるよう適正に管理し，その結果を翌月10日までに管理課へ報告する。

資 料 編

【資料1】	閲覧調査したホームページのURL一覧	23
【資料2】	広島県公開用ホームページ管理運営要領	26
【資料3】	広島県教育委員会教育長ホームページ管理運営要領	29
【資料4】	広島県公安委員会ホームページ運用規程	32
【資料5】	広島県警察ホームページの運用要領について	33
【資料6】	秋田県ホームページ作成ガイドライン（抜粋）	40
【資料7】	監査調書（様式1）（本庁ホームページ管理所属用）	41
【資料8】	監査調書（様式2）（各所属用）	43
（参考資料）	用語解説	47

閲覧調査したホームページのURL一覧

(注 閲覧調査以降にURLを変更している機関があります。)

ホームページ名称	開設・管理機関	ホームページのURL
広島県防災Web(パソコン用)	危機管理監危機管理課	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/
広島県防災Web(携帯電話用)	危機管理監危機管理課	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/i/
広島県のホームページ	総務局秘書広報部広報広聴課	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/
広島の統計	企画振興局政策企画部統計課	http://db1.pref.hiroshima.jp/Folder01/Frame01.htm
広島県交流定住ポータルサイト 広島暮らし	企画振興局地域振興部地域政策課交流定住室	http://www.jju.pref.hiroshima.lg.jp/
安全・安心なまちづくり「ひろしま」地域活動支援サイト	環境県民局総務管理部県民活動課	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/anzen/
広島県環境情報サイト	環境県民局環境部環境保全課	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/
救急医療Net Hiroshima	健康福祉局保健医療部医療政策課	http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq/qq34tpmnl.asp
広島県の地域医療を考える ふるさとドクターネット広島	健康福祉局保健医療部医療政策課	http://www.qq.pref.hiroshima.jp/asp/doctor-net/
広島県次世代育成支援ホームページ	商工労働局総務管理部労働福祉課	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/jisedai/
わくわくネットひろしま-雇用労働情報サイト-	商工労働局総務管理部雇用人材確保課	http://www.work2.pref.hiroshima.jp/
ひろしましごと館	商工労働局総務管理部雇用人材確保課	http://www.work2.pref.hiroshima.jp/shigotokan/
ひろしま若者しごと館	商工労働局総務管理部雇用人材確保課	http://www.work2.pref.hiroshima.jp/shigoto/
ひろしまジョブサイト	商工労働局総務管理部雇用人材確保課	http://www.work2.pref.hiroshima.jp/jobsite/
若者交流館	商工労働局総務管理部雇用人材確保課	http://www.wakamono-kouryukan.jp/
広島県企業立地ガイド	商工労働局産業振興部企業立地課	http://ricchi.hiwave.or.jp/ricchi/
広島県観光ホームページ	商工労働局産業振興部観光課	http://www.kankou.pref.hiroshima.jp/
広島県農業情報ローカルネットワークシステム	農林水産局農水産振興部農業技術課	http://www.f-net.naka.hiroshima.jp/
広島県の調達情報	土木局総務管理部技術企画課	https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/
広島県の調達情報	土木局総務管理部技術企画課	https://chotatsu2.pref.hiroshima.lg.jp/
広島県冬季道路情報	土木局土木整備部道路整備課	http://www.roadinfo.hiroshima-maple.ne.jp/
広島県洪水予報情報	土木局土木整備部河川課	http://www.kouzui.hiroshima-maple.ne.jp/index.jsp
広島県浸水想定区域図	土木局土木整備部河川課	http://www.kasen.pref.hiroshima.jp/sinsui/
土砂災害ポータルひろしま	土木局土木整備部砂防課	http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/
ひろしま住まいづくり支援ネットワーク	都市局住宅課	http://www.hiroshima-sumai.com/
広島県議会	議会事務局調査課企画法制室	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/gikai/
ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のページ～	教育委員会事務局管理部総務課教育政策室	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/
ひろしま広域スポーツセンターのページ	教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/kouiki/
広島県公安委員会ホームページ	警察本部総務部総務課	http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/kouan/
広島県警察ホームページ	警察本部総務部広報課	http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/
広島県警察落とし物情報	警察本部総務部会計課	http://www.police2.pref.hiroshima.lg.jp/otoshimono/
広島県人事委員会	人事委員会事務局	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/jinjiinkai/
三川ダム管理事務所	福山地域事務所農林局三川ダム管理事務所	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/fcmikawa/
広島県立文書館のホームページ	県立文書館	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soumu/bunsyo/morjokan/
ひろしま自治人材開発機構・広島自治総合研修センターのページ	自治総合研修センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soumu/kikou/
広島県保健環境センター	総合技術研究所保健環境センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/120588567480/
広島県感染症情報センター	総合技術研究所保健環境センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/hec/hidsc/
広島県食品工業技術センター	総合技術研究所食品工業技術センター	http://www.syokuhin-kg.pref.hiroshima.jp/
広島県西部工業技術センター	総合技術研究所西部工業技術センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1190946228795/
広島県立総合技術研究所水産海洋技術センター	総合技術研究所水産海洋技術センター	http://www2.ocn.ne.jp/~hfes/
広島県立総合技術研究所林業技術センター	総合技術研究所林業技術センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/ringyou/
広島県立三次看護専門学校	県立三次看護専門学校	http://www10.ocn.ne.jp/~miyokan/
広島県立総合精神保健福祉センター	県立総合精神保健福祉センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/mhwc/
広島県食肉衛生検査所	食肉衛生検査所	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/syokunikueisei/
広島県動物愛護センター	動物愛護センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/apc/
県立広島病院	県立広島病院	http://www.hph.pref.hiroshima.jp/
県立安芸津病院	県立安芸津病院	http://www.hpakitu.jp/
県立神石三和病院	県立神石三和病院	http://hpjh.jp/
広島高等技術専門校の紹介	県立広島高等技術専門校	http://www9.ocn.ne.jp/~hiroko/
広島県立技術短期大学校	県立広島高等技術専門校	http://www3.ocn.ne.jp/~tc-hiro/
呉高等技術専門校の紹介	県立呉高等技術専門校	http://www3.ocn.ne.jp/~kure_vts/
福山高等技術専門校の紹介	県立福山高等技術専門校	http://www4.ocn.ne.jp/~fukusen/
三次高等技術専門校の紹介	県立三次高等技術専門校	http://www3.ocn.ne.jp/~myskun34/
広島障害者職業能力開発校	広島障害者職業能力開発校	http://www4.ocn.ne.jp/~noukaihp/
広島県森林環境作り支援センターホームページ	森林環境づくり支援センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/forest_support/
広島港湾振興局	広島港湾振興局	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kouwan/
名勝-縮景園-	縮景園	http://www.manabi.pref.hiroshima.lg.jp/shukkeien/

閲覧調査したホームページのURL一覧

(注 閲覧調査以降にURLを変更している機関があります。)

ホームページ名称	開設・管理機関	ホームページのURL
広島県立みよし風土記の丘・歴史民俗資料館のホームページ	みよし風土記の丘・歴史民俗資料館	http://www.manabi.pref.hiroshima.lg.jp/rekimin/
広島県立教育センター	教育センター	http://pfrq3.hiroshima-c.ed.jp/
来(ら)いぶらりネット@ひろしま 広島県立図書館	図書館	http://www.hplibra.pref.hiroshima.jp/
広島県立図書館(モバイルWeb)	図書館	http://www1.hplibra.pref.hiroshima.jp/hplibra_mobile/
県立福山少年自然の家	福山少年自然の家	http://www.manabi.pref.hiroshima.lg.jp/gakusyuu/fukuyama/
ぱれっと ひろしま 広島県立生涯学習センター	生涯学習センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/gakushu/center/
広島県立美術館	美術館	http://www1.hpam-UNET.ocn.ne.jp/
広島県立広島皆実高等学校	広島皆実高等学校	http://www.minami-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島国泰寺高等学校	広島国泰寺高等学校	http://www.kokutaji-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島観音高等学校	広島観音高等学校	http://www.kanon-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広高等学校	広高等学校	http://www.hiro-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立呉宮原高等学校	呉宮原高等学校	http://www.kuremiyahara-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立呉三津田高等学校	呉三津田高等学校	http://www.kuremitsuta-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立三原高等学校(全日制)	三原高等学校	http://www.mihara-h.hiroshima-c.ed.jp/index/index.html
広島県立三原高等学校(定時制)	三原高等学校	http://www.mihara-h.hiroshima-c.ed.jp/teiji/index.html
広島県立三原東高等学校	三原東高等学校	http://www.miharahigashi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立尾道東高等学校	尾道東高等学校	http://www.onomichihigashi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立尾道北高等学校	尾道北高等学校	http://www.onomichikita-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立福山誠之館高等学校	福山誠之館高等学校	http://www.fukuyamaseishikan-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立福山葦陽高等学校	福山葦陽高等学校	http://www.fukuyamaiyo-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立海田高等学校	海田高等学校	http://www.kaita-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立音戸高等学校	音戸高等学校	http://www.ondo-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立廿日市高等学校	廿日市高等学校	http://www.hatsukaichi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立大竹高等学校	大竹高等学校	http://www.otake-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立佐伯高等学校	佐伯高等学校	http://www.saeki-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立大柿高等学校	大柿高等学校	http://www.ogaki-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立大柿高等学校大君分校	大柿高等学校大君分校	http://www.ogakiohkimi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立可部高等学校	可部高等学校	http://www.kabe-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立加計高等学校	加計高等学校	http://www.kake-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立千代田高等学校	千代田高等学校	http://www.chiyoda-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立吉田高等学校	吉田高等学校	http://www.yoshida-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立向原高等学校	向原高等学校	http://www.mukaihara-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立賀茂高等学校	賀茂高等学校	http://www.kamo-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立竹原高等学校	竹原高等学校	http://www.takehara-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立忠海高等学校	忠海高等学校	http://www.tadanoumi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立御調高等学校	御調高等学校	http://www.mitsugi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立世羅高等学校	世羅高等学校	http://www.sera-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立松永高等学校	松永高等学校	http://www.matsunaga-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立沼南高等学校	沼南高等学校	http://www.syonan-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立府中高等学校	府中高等学校	http://www.fucyu-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立油木高等学校	油木高等学校	http://www.yuki-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立上下高等学校	上下高等学校	http://www.jyounge-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立三次高等学校	三次高等学校	http://www.miyoshi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立庄原格致高等学校	庄原格致高等学校	http://www.shobarakakuchi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立東城高等学校	東城高等学校	http://www.tojo-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立瀬戸田高等学校	瀬戸田高等学校	http://www.setoda-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立白木高等学校	白木高等学校	http://www.shiraki-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立賀茂北高等学校	賀茂北高等学校	http://www.kamokita-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立日影館高等学校	日影館高等学校	http://www.nitsushokan-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立黒瀬高等学校	黒瀬高等学校	http://www.kurose-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立江田島高等学校	江田島高等学校	http://www.etajima-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立自彊高等学校	自彊高等学校	http://www.jikyo-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立安芸高等学校	安芸高等学校	http://www.aki-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立五日市高等学校	五日市高等学校	http://www.itsukaichi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立河内高等学校	河内高等学校	http://www.kouchi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立安古市高等学校	安古市高等学校	http://www.yasufuruichi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立大門高等学校	大門高等学校	http://www.daimon-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立福山明王台高等学校	福山明王台高等学校	http://www.fukuyamamyodai-h.hiroshima-c.ed.jp/

閲覧調査したホームページのURL一覧

(注 閲覧調査以降にURLを変更している機関があります。)

ホームページ名称	開設・管理機関	ホームページのURL
広島県立高陽高等学校	高陽高等学校	http://www.koyo-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立熊野高等学校	熊野高等学校	http://www.kumano-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島井口高等学校	広島井口高等学校	http://www.inokuchi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立豊田高等学校	豊田高等学校	http://www.toyota-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立久井高等学校	久井高等学校	http://www.kui-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立安西高等学校	安西高等学校	http://www.yasunishi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立安芸府中高等学校	安芸府中高等学校	http://www.akifuchu-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立神辺旭高等学校	神辺旭高等学校	http://www.kannabeasahi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立府中東高等学校	府中東高等学校	http://www.fucyuhigashi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立大和高等学校	大和高等学校	http://www.daiwa-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立廿日市西高等学校	廿日市西高等学校	http://www.hatsukaichinishi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立祇園北高等学校	祇園北高等学校	http://www.gionkita-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立高陽東高等学校	高陽東高等学校	http://www.koyohigashi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立呉昭和高等学校	呉昭和高等学校	http://www.kureshowa-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立高宮高等学校	高宮高等学校	http://www.takamiya-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立湯来南高等学校	湯来南高等学校	http://www.yukiminami-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立安芸南高等学校	安芸南高等学校	http://www.akiminami-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立西高等学校	西高等学校	http://www.hiroshimanishi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立東高等学校	東高等学校	http://www.hiroshimahigashi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島工業高等学校	広島工業高等学校	http://www.hiroshima-th.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立福山工業高等学校	福山工業高等学校	http://www.fukuyama-th.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立呉工業高等学校	呉工業高等学校	http://www.kure-th.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立三次青陵高等学校	三次青陵高等学校	http://www.miyoshiseiryu-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立宮島工業高等学校	宮島工業高等学校	http://www.miyajima-th.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立神辺高等学校	神辺高等学校	http://www.kannabe-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立西条農業高等学校	西条農業高等学校	http://www.saijyo-ah.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立庄原実業高等学校	庄原実業高等学校	http://www.shobara-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立尾道商業高等学校	尾道商業高等学校	http://www.onomichi-ch.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島商業高等学校	広島商業高等学校	http://www.hiroshima-ch.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立呉商業高等学校	呉商業高等学校	http://www.kure-ch.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立福山商業高等学校	福山商業高等学校	http://www.fukuyama-ch.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立西城紫水高等学校	西城紫水高等学校	http://www.saijyoshisui-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立大崎海星高等学校	大崎海星高等学校	http://www.osakikaisei-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立戸手高等学校	戸手高等学校	http://www.tode-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立因島高等学校	因島高等学校	http://www.innoshima-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立芦名まなび学園高等学校	芦名まなび学園高等学校	http://www.ashinamanabi-h.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島中・高等学校	広島中学校・広島高等学校	http://www.hcyuko.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立総合技術高等学校	総合技術高等学校	http://www.sougou-th.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島中央特別支援学校	広島中央特別支援学校	http://www.hiroshima-sb.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島南特別支援学校	広島南特別支援学校	http://www.hiroshima-sd.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立尾道特別支援学校	尾道特別支援学校	http://www.onomichi-sd.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島特別支援学校	広島特別支援学校	http://www.hiroshima-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立福山特別支援学校	福山特別支援学校	http://www.fukuyama-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立西条特別支援学校	西条特別支援学校	http://www.saijyo-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立西条特別支援学校八本松分級	西条特別支援学校八本松分級	http://www.saiyohachihon-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立広島西特別支援学校	広島西特別支援学校	http://www.nishitokushien.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立廿日市特別支援学校	廿日市特別支援学校	http://www.hatsukaichi-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立福山北特別支援学校	福山北特別支援学校	http://www.fukuyamakita-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立三原特別支援学校	三原特別支援学校	http://www.mihara-sh.hiroshima-c.ed.jp/index.html
広島県立三原特別支援学校しまなみ分級	三原特別支援学校しまなみ分級	http://www.mihara-sh.hiroshima-c.ed.jp/setodahome/top.html
広島県立三原特別支援学校大崎分教室	三原特別支援学校大崎分教室	http://www.mihara-sh.hiroshima-c.ed.jp/oosaki/oosaki.htm
広島県立呉特別支援学校	呉特別支援学校	http://www.kure-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立庄原特別支援学校	庄原特別支援学校	http://www.shobara-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立庄原特別支援学校三次・栗屋分級	庄原特別支援学校三次・栗屋分級	http://www.shobara-sh.hiroshima-c.ed.jp/awaya/
広島県立広島北特別支援学校	広島北特別支援学校	http://www.hiroshimakita-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立沼隈特別支援学校	沼隈特別支援学校	http://www.numakuma-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立黒瀬特別支援学校	黒瀬特別支援学校	http://www.kurose-sh.hiroshima-c.ed.jp/
広島県立黒瀬特別支援学校安浦分級	黒瀬特別支援学校安浦分級	http://www.kuroseyasuura-sh.hiroshima-c.ed.jp/

広島県公開用ホームページ管理運営要領

(目的)

第1条 この要領は、広島県行政LAN・WAN運用管理要領（平成11年12月8日施行。以下「LAN要領」という。）及び広島県インターネットシステム運用管理要領（平成11年12月8日施行。以下「インターネット要領」という。）に基づき、公開用ホームページ（以下「ホームページ」という。）の管理運営に必要な事項について定めるものとする。

(掲載する情報)

第2条 ホームページに掲載する情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 県政に関する基本的な情報
- (2) イベントに関する情報
- (3) 各種試験の案内及び合格発表に関する情報
- (4) 各部局の事業などで県民生活や事業活動等に関する情報
- (5) 災害状況など緊急に周知しなければならない情報
- (6) 県が発行する広報紙などの定期刊行物
- (7) 県政に対する提言及び意見の募集
- (8) 県政運営に関連が深い団体・組織及び個人のホームページへのリンク
- (9) その他必要な県政に関する情報

(情報掲載申請)

第3条 ネットワーク管理者は、ホームページを利用して情報提供しようとするときは、原則として情報提供開始予定月の2月前に開催する広報広聴担当者会議に、各部局の広報広聴主任（広報広聴主任が置かれていない部局にあつては事務担当者とする。以下同じ。）を通じ広報希望を提出するものとする。

2 ホームページ総括管理者は、前項に規定する広報希望を審査し、掲載する情報を決定し、広報広聴主任に電子メールで通知するものとする。

3 ネットワーク管理者は、情報提供の開始予定日の2日前までに、ホームページ作成・管理システム（以下「システム」という。）により、提供する情報を登録の上、ホームページ総括管理者に公開承認依頼を行うか、又は、各部局の広報広聴主任を通じ、ホームページ総括管理者に広島県インターネットホームページ掲載申請書（様式1）（以下「掲載申請書」という。）を提出するものとする。

(情報の掲載)

第4条 ホームページ総括管理者は、システムにより、公開承認依頼を受理したとき、又は、掲載申請書を受理したときは、速やかに提供する情報をホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ホームページ総括管理者が特に認めた場合、ネットワーク管理者が情報をホームページに掲載することができる。

(掲載情報の更新)

第5条 ネットワーク管理者は、掲載された情報を更新しようとするときは、随時、システムにより、提供する情報を更新の上、ホームページ総括管理者に公開承認依頼を行うか、又は、各部署の広報広聴主任を通じ、ホームページ総括管理者に掲載申請書を提出するものとする。

2 ホームページ総括管理者は、システムにより、公開承認依頼を受領したとき、又は、前項の申請があったときは、速やかに掲載事項を変更するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、ホームページ総括管理者が特に認めた場合、ネットワーク管理者が掲載事項の変更することができる。

(掲載情報の抹消)

第6条 ホームページ総括管理者は、掲載情報の提供期間が満了したときは、速やかに情報を抹消するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ホームページ総括管理者が特に認めた場合、ネットワーク管理者が掲載情報を抹消することができる。

(提言の処理)

第7条 各課及び室（以下「課等」という。）で開設する提言募集ページに提言があったときは、当該課等の長が適切に処理するものとする。

2 行政情報室長が開設する提言募集ページに提言があったときは、速やかに提言があった旨を関係部署の広報広聴主任を通じ、担当課等の長に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた課等の長は、行政情報室長から提言情報を受領し、適切に処理するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ホームページの管理・運営に関し必要な事項は、ホームページ総括管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(様式1)

広島県インターネットホームページ掲載申請書

タイトル (20文字以内)									
概要									
掲載期間 (指定がある場合) 開始日を厳密に指定する 場合は、要事前協議	始期	平成 年 月 日							
	終期	平成 年 月 日							
新規・更新の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新								
担当	局(部) 課(室)								
	担当者名前 (フルネーム)						内線		
備考									

添付書類など 新規：原稿及びデジタルデータ（HTML 又は WORD データ等）

更新：該当ページを印刷し朱書訂正した原稿又はデジタルデータ

上記のとおり広島県インターネットホームページへの情報掲載を申請します。

平成 年 月 日

ホームページ総括管理者 様

(広報広聴主任経由)

課(室)長

広報広聴課使用欄

起案： . . .	総括管理者	課 員	担 当
決裁： . . .			
掲載： . . .			

広島県教育委員会教育長ホームページ管理運営要領

(目的)

第1条 この要領は、広島県行政LAN・WAN運用管理要領（平成11年12月8日施行）及び広島県インターネットシステム運用管理要領（平成11年12月8日施行）に基づき、広島県教育委員会教育長ホームページ（以下「ホームページ」という）の管理運営に必要な事項について定めるものとする。

(掲載する情報)

第2条 ホームページに掲載する情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 県の教育に関する基本的な情報
- (2) イベントに関する情報
- (3) 各種試験の案内及び合格発表に関する情報
- (4) 各課・室の事業などに関する情報
- (5) 災害状況など緊急に周知しなければならない情報
- (6) 県教育委員会が発行する広報紙などの定期刊行物
- (7) 県の教育行政に関する意見、提言、相談等
- (8) 県の教育行政に関連が深い団体・組織及び個人のホームページへのリンク
- (9) その他必要な教育に関する情報

(情報掲載申請)

第3条 各課・室長は、ホームページを利用して前条に規定する情報（第7号を除く。）を提供しようとするときは、原則として情報提供開始予定日の前日までに各課・室の広報担当者を通じ、ホームページ管理者である教育政策室長にホームページ掲載申請書（様式1）（以下「掲載申請書」という。）を提出するものとする。

(情報の掲載)

第4条 教育政策室長は、掲載申請書を受理したときは、速やかに提供する情報をホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育政策室長が特に認めた場合は、各課・室長が情報をホームページに掲載することができる。

(掲載情報の更新)

第5条 各課・室長は、掲載された情報を更新しようとするときは、随時、各課・室の広報担当者を通じ教育政策室長に掲載申請書を提出するものとする。

- 2 教育政策室長は、前項の申請があったときは、速やかに掲載事項を変更するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育政策室長が特に認めた場合は、各課・室長が掲載事項を変更することができる。

(掲載情報の抹消)

第6条 教育政策室長は、掲載情報の提供期間が満了したときは、速やかに情報を抹消するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育政策室長が特に認めた場合は、各課・室長は掲載事項を抹消することができる。

(意見・提言・相談等の情報掲載)

第7条 第2条第7号の情報については、ホームページに「意見・提言・教育行政相談コーナー」を設け、県の教育行政に関する意見、提言、相談等を受け付け、及び別に定めるところにより、受け付けた意見、提言、相談等に対する回答をし、当該回答内容を掲載するものとする。

2 「意見・提言・教育行政相談コーナー」は、別に定めるところにより運営する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ホームページの管理・運営に関し必要な事項は、教育政策室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月22日から施行する。

○広島県公安委員会ホームページ運用規程（平成12年10月5日公安委員会規程4号）

広島県公安委員会ホームページ運用規程

平成12年10月5日
公安委員会規程第4号

広島県公安委員会ホームページ運用規程を次のように定める。

広島県公安委員会ホームページ運用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、広島県公安委員会（以下「委員会」という。）が開設するホームページに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載する情報）

第2条 ホームページに掲載する情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）委員会の組織、任務及び権限に関する事項
- （2）委員会及び委員の活動に関する事項
- （3）その他委員会において必要と認める事項

（掲載する情報の決定）

第3条 ホームページに掲載する情報の決定は、広島県公安委員会運営規則（昭和29年広島県公安委員会規則第10号）第6条第2項の規定による。

附 則

この規程は、平成12年10月5日から施行する。

文書分類番号 B021

保存期間 3

広報第202号

広情管第339号

平成20年3月18日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長

広島県警察ホームページの運用要領について（通達）

広島県警察における広報活動の実施に当たっては、広島県警察における広報活動に関する訓令（昭和49年広島県警察本部訓令第3号）に基づき、県民の理解と協力を得るため、各種広報媒体を通じて行っているところであるが、インターネットを活用して警察活動を広報している広島県警察ホームページの運用要領を次のとおり定め、積極的な広報活動を行うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

広島県警察ホームページ運用要領

1 目的

この要領は、広島県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）を活用して広報活動を積極的に行い、警察活動に対する県民の理解と協力を得るため、県警ホームページの運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 運用管理体制

(1) 総括管理者

警察本部に、県警ホームページの全般的な運用及び維持管理に関する事務を総括するため、総括管理者を置き、広島県警察における警察情報管理システムの運用等に関する訓令（平成14年広島県警察本部訓令第13号。以下「システム訓令」という。）第4条に定める総括管理者である総務部長をもって充てる。

(2) 総括責任者

警察本部に、県警ホームページの運用に当たり、その掲載内容について、指導、助

言、調整及び総括整理を行い、総括管理者を補佐するため、総括責任者を置き、総務部広報課長をもって充てる。

(3) 総括補助者

警察本部に、県警ホームページの運用に当たり、総括管理者を技術的に補佐するため、総括補助者を置き、システム訓令第5条に定める総括補助者である総務部情報管理課長をもって充てる。

(4) 運用管理者

各所属に、県警ホームページの運用に当たり必要な事務の処理を行うため、運用管理者を置き、システム訓令第6条に定める運用管理者である所属長をもって充てる。

(5) 運用管理補助者

各所属に、運用管理者を補佐するため、運用管理補助者を置き、システム訓令第7条に定める運用管理補助者である次席、副隊長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

3 県警ホームページ掲載申請等

(1) 県警ホームページへの新規掲載又は掲載内容の大幅な更新

ア 運用管理者は、県警ホームページへの新規掲載又は掲載内容の大幅な更新が必要と認めるときは、総括補助者と事前協議のうえ、別記様式第1号「ホームページ掲載（廃止）申請書」により、総括責任者を經由して、総括管理者に申請するものとする。

イ 総括責任者は、前アの申請があった場合は、申請を行った運用管理者が総括補助者と事前協議したことを確認した後、意見を付して総括管理者に進達するものとする。

ウ 総括管理者は、前アの申請を行った運用管理者に、当該申請に対する承認結果を別記様式第2号「ホームページ掲載（廃止）申請回答書」により回答するものとする。

(2) 県警ホームページの掲載内容の軽微な変更

運用管理者は、既に県警ホームページに掲載されている数値、表現又は体裁の若干の変更等が必要と認めるときは、軽微な変更として別記様式第3号「ホームページ変更届出書」により総括責任者に届け出るものとする。

(3) 県警ホームページの掲載の廃止

運用管理者は、県警ホームページへの掲載を廃止する場合は、前(1)に準じて総括責任者を經由して、総括管理者に申請するものとする。

(4) 県警ホームページの更新時の留意事項

ア 運用管理補助者は、県警ホームページの掲載内容について、人権上の配慮がなさ

れているか等について検討すること。

イ 運用管理者は、前（１）及び（２）の申請（届出）を行うときは、更新又は変更する掲載内容が正常に作動することを確認すること。

ウ 運用管理者は、更新又は変更する内容が、大幅な変更か軽微な変更かの判断については、総括責任者と協議すること。

4 リンク設定の働き掛け

（１）運用管理者は、県警ホームページを活用した広報について広く県民等に周知して、より効果の高いものとするため、ホームページを開設している関係機関等（自治体、団体、企業等）に対して、県警ホームページへのリンク設定を働き掛けるものとする。

（２）運用管理者は、前（１）により関係機関等に対してリンク設定の依頼を行うときは、別記様式第４号「ホームページリンク確認書」により、関係機関等の名称等を総括責任者に報告するものとする。

平成 第 年 月 日

(総括管理者)
総務部長様

(運用管理者)
所属長名 長

ホームページ掲載廃止申請書

広島県警察インターネットホームページへの情報掲載等につき、以下のとおり申請します。

申請内容	
区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 廃止
タイトル	
概要 (目的・理由等)	
	ホームページの内容は別添のとおり
掲載期間 (新規・更新のみ)	始期 平成 年 月 日
	終期 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 期間経過後の削除は本様式によらず、別記様式第3号による。

事前協議内容※	
情報管理課意見	

※ 事前協議内容は、新規の場合のみ記載する。
(担当者 係名 氏名)

Ⅲ)

平成 年 月 日
第 号

(総括管理者)
総務部長

ホームページ掲載廃止申請回答書

平成 年 月 日付け 第 号の申請につき、以下のとおり回答する。

区分	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> を承認する。 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> を承認しない。
承認しない場合の理由	

(担当者 係名 氏名 Ⅷ)

平成 年 月 日
第 号

(総括管理者)
総務部長様

(運用管理者)
所属長名 長

ホームページ変更届出書

広島県警察インターネットホームページへの情報掲載等につき、以下のとおり申請します。

届出内容	
タイトル	
概要 (目的・理由等)	
	ホームページの内容は別添のとおり
掲載日付又は 前回変更日付	平成 年 月 日

(担当者 係名 氏名 TEL)

別記様式第4号

第 号
平成 年 月 日

(総括責任者)
総務部広報課長様

(運用管理者)
所属長名 長

ホームページリンク確認書

※ 太枠部分は、必須記載項目。

取扱	<input type="checkbox"/> 文書(メール・FAX等) <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> (扱者:)
取扱月日	平成 年 月 日 ()
実施機関等	機関・団体名 機関・団体住所 電話番号 代表者 (相手先氏名・連絡先)
	実施機関のホームページアドレス 実施機関のリンク設定ページの場所又はアドレス <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/>
	リンク場所 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> ※ 県警ホームページのどこへリンクしたかを記載してください。(できれば、「トップページ」へリンクしてください。)
	リンク(予定)日 平成 年 月 日 ()
	参考事項 <input type="checkbox"/> トップページアクセス件数 件/年・月 <input type="checkbox"/>
目的	<input type="checkbox"/> 警察からの要請 <input type="checkbox"/> 行政機関の連携のため <input type="checkbox"/> 相手方からの依頼
県警扱い	担当所属: <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/>
リンク解除	平成 年 月 日 解除理由

秋田県ホームページ作成ガイドライン（平成18年3月改訂）（抜粋）

【運用体制】

2 管理

各所属は、別添チェックリスト（運営管理編）により、管理するホームページを適宜チェックすること。特に不要な情報（終了したイベントの事前告知、期限を限定したもの）は速やかに削除すること。

● チェックリスト（運営管理編）

各所属が所管するホームページを管理する際のチェックリストです。

- 内容が時限的（イベント開催、意見募集など）で、有効期間が経過したコンテンツが掲載されていないか。
- 法令等の改正により、内容変更が必要な制度説明などはないか。
- 機構改革等により、課名、担当名などの変更が必要な箇所はないか。
- 季節感がずれた写真の掲載や表現となっているものはないか。
- 古いシンボルマークやロゴがそのまま使用されていないか。
- リンク先のファイルが削除されていたり、アドレスが変更されていたりしてアクセスできない、いわゆる「リンク切れ」が発生していないか。
- 旧美の国サーバ内のページで、「NEW」や「最新情報」等の表記が長期間そのままとなっていないか。
- 旧美の国サーバの各所属で管理するディレクトリ内に、作成者や時期が不明なファイルや、掲載期限等を経過した不要なファイルが、そのまま放置されていないか。

平成 20 年度テーマ監査「県のホームページの管理・運営について」監査調書
(本庁ホームページ管理所属用)

所属名 _____

回答者 職・氏名 _____

問 1 貴所属で管理している次のホームページの概要について

貴所属で管理しているホームページについて、開設以降の経緯（機能の追加等に伴うシステムの更新状況を含む。）を回答してください。

(回答例)
 平成 8 年 4 月 ホームページ開設
 平成 14 年 8 月 ○○機能の追加
 平成 19 年 5 月 ○○システムの導入 等

回 答

問 2 貴所属で管理しているホームページの利用可能な所属について

貴所属で管理しているホームページを直接利用して、情報提供することが可能な所属の範囲を回答してください。

なお、利用することが可能な所属の範囲が限定されている場合には、その理由及び当該利用できない所属の情報をホームページに掲載する方法についても併せて回答してください。

(回答例)
 本庁の各課のみ利用可能。
 (理由)
 地方機関にシステムを導入していないため。
 地方機関の情報を掲載する場合には、当該地方機関を所管する本庁の課が情報掲載手続きを行っている。

回 答

問 3 貴所属で管理しているホームページへのアクセス件数及び作業件数の推移について

貴所属で管理しているホームページの過去、5 年間のアクセス数及び作業件数の推移を回答してください。

なお、各所属単位の内訳資料がある場合には、写しを一部提出してください。

回 答

(単位：千件)

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
アクセス数					

(単位：件)

作 業 件 数		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	新規					
	更新					
	削除					
	計					

問4 貴所属で管理しているホームページの規程について

貴所属で管理しているホームページについて、情報掲載や運用管理等についての規程（要綱・マニュアル等）を整備していますか。

整備している場合には、規程名を回答するとともに写しを一部提出してください。

回 答

問5 貴所属で管理しているホームページ利用職員への研修について

貴所属で管理しているホームページを利用する職員を対象とした研修（説明会・講習会）を実施していますか。実施している場合には研修名及び過去5年間の受講人数を回答してください。また、実施していない場合には、その理由を回答してください。

回 答

(単位：人)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研修受講数					

問6 貴所属で管理しているホームページへ掲載した情報の適正な維持管理について

- (1) 貴所属で管理しているホームページの利用が可能な所属に対し、掲載情報の適正な維持管理を行うため、定期的に掲載情報の更新や内容の確認を行うよう指導していますか。指導している場合には、その内容を回答してください。

回 答

- (2) 貴所属で管理しているホームページについて、県民等が利用し易く分かり易いものとするために留意している点や工夫している点があれば回答してください。

回 答

問7 ホームページを利用している所属への指導について

ホームページ（貴所属で管理するホームページ以外のものを含む。）を利用している各所属に対して、前問に係るもの以外でホームページの改善について指示・指導したことがありますか。事例がある場合には、その内容を回答してください。

回 答

問8 貴所属で管理しているホームページに対する利用者意見の取扱いについて

- (1) 貴所属で管理しているホームページについて、県民等から寄せられた意見、要望等を集約して活用していますか。（事例集の作成や各所属との情報共有等）集約や活用の内容を回答してください。

回 答

- (2) 貴所属で管理しているホームページに関して、各所属から寄せられた意見、要望等を集約して活用していますか。（事例集の作成や各所属との情報共有等）集約や活用の内容を回答してください。

回 答

平成20年度テーマ監査「県のホームページの管理・運営について」監査調書
(各所属用)

回答は、別紙「回答用紙」に記入してください。

問1 県民への情報提供にホームページを利用していますか。

- 1 利用している
- 2 利用していない。
- 3 現在は利用していないが、今後、利用する予定(計画)がある。
【利用予定年月を併せて回答してください。】

◎ 問2以降は、問1で「1 利用している。」と回答した所属のみ回答してください。

問2 利用しているホームページのURLアドレスを全て回答してください。

- ホームページ1【http: _____】
 ホームページ2【http: _____】
 ホームページ3【http: _____】

問3 ホームページに掲載する情報の作成及び管理は、職員が行っていますか。

なお、所属では原稿のみを作成し、ホームページへの掲載手続きは主管課等の職員が行っている場合には、「1」を選択してください。

- 1 職員が作成・管理している。
- 2 作成は業者に委託し、管理は職員が行っている。
- 3 作成は職員が行い、管理は業者に委託している。
- 4 作成・管理ともに業者に委託している。

問4 利用しているホームページへの情報の掲載、更新等にあって、他の所属の承認等の手続きが必要ですか。

- 1 他の所属の承認等の手続きが必要
【承認等の手続きが必要となる他の所属名を回答してください。】
- 2 他の所属の承認等の手続きは不要(所属のみの手続き)

問5 ホームページへの情報掲載及び掲載後の情報管理について

(1) ホームページへの情報の掲載は、誰が行うことになっていますか。

- 1 特に担当は決めず、情報掲載が必要な職員が行う。
- 2 所属内の係又はグループごとに決められた職員が行う。
- 3 所属内で定められた職員が行う。(2を除く。)
- 4 その他【掲載事務の担当者を記入してください。】

(2) ホームページへ情報掲載後、不要となった情報の削除や古くなった情報の更新は誰が行うことになっていますか。

- 1 特に担当は決めず、当該情報を掲載した職員が行う。
- 2 所属内の係又はグループごとに決められた職員が行う。
- 3 所属内で決められた職員が行う。(2を除く。)
- 4 その他【削除・更新事務の担当者を記入してください。】

(3) 不要となった情報の有無や情報更新の必要性を定期的にチェックしていますか。

チェックしている場合には、誰が(下記の選択肢から選択)、どのくらいの頻度(例:1回/1月)で行っているかを回答してください。

- 1 特に担当は決めず、当該情報を掲載した職員が行う。
- 2 所属内の係又はグループごとに決められた職員が行う。
- 3 所属内で決められた職員が行う。(2を除く。)
- 4 その他【チェックしている担当者を記入してください。】
- 5 チェックしていない

1～4を選択した場合は、【チェックの頻度】を回答してください。

- 問6 ホームページに対する県民からの意見・要望について
- (1) ホームページ上で県民からの意見・要望は貴所属へ直接メールで送信できますか。
 - 1 送信できる。
 - 2 送信できない。
 - (2) ((1)で送信できるを選択した場合のみ、)これまで県民からホームページの管理運営についての意見・要望をメールで受信した事例がある場合には、その意見・要望の概要及びその対応状況を回答してください。
 - 1 事例がある。
【意見・要望の概要及びその対応状況を回答してください。】
 - 2 事例はない。
 - (3) 直接メールによる場合のほか、これまで県民からホームページの管理運営についての意見・要望を受けた事例がある場合、意見・要望の概要及びその対応状況を回答してください。
 - 1 事例がある。
【意見・要望の概要及びその対応状況を回答してください。】
 - 2 事例はない。
- 問7 ホームページの作成に携わっている職員は、ホームページ作成に関する研修会(説明会・講習会等を含む。)に参加していますか。
平成17、18、19年度について回答してください。なお、参加している場合には、参加した研修名、参加人数及び研修主催者名を回答してください。
- 1 参加している
【過去3年間の受講研修名、受講人数及び研修主催者名】
 - 2 参加していない
- 問8 ホームページの作成について、マニュアル(要領等)は整備されていますか。
- 1 所属で独自で作成・整備している。
【マニュアル等の名称を回答し、写しを一部提出してください。】
 - 2 他所属で作成した規程を利用している。
【マニュアル等の名称及びマニュアル等の作成所属を回答してください。】
 - 3 整備されていない。
- 問9 ホームページへの情報掲載の基準について
- (1) これまで県民向けに公表した資料又はマスコミに公表した資料で、ホームページに掲載していない情報がありますか。(例: 県の広報誌に掲載したが、ホームページには掲載していない。)あればその情報の内容を回答してください。
 - 1 掲載していない情報がある。
【情報の内容を回答してください。】
 - 2 公表資料は全てホームページに掲載している。
 - (2) これまで県民向け(マスコミ)に公表し、かつ、ホームページに掲載した情報で、県民(マスコミ)への公表日とホームページへの掲載日が異なっている事例がありますか。事例がある場合には、平均してどの程度の日数の違いがありますか。
 - 1 県民(マスコミ)への公表日とホームページへの掲載日は、ほぼ同一である。
 - 2 県民(マスコミ)に公表後、1週間以内にホームページに掲載している。
 - 3 県民(マスコミ)に公表後、ホームページへの掲載は、1週間を超えている。
【主な事例について、情報の内容、公表(掲載日)、理由を回答してください。】
 - (3) ホームページに掲載する情報の基準を、貴所属独自で定めていますか。定めていれば、その内容を回答してください。また、マニュアル(要領等)で定めていれば、1部提出してください。
 - 1 定めている。
【基準の内容(マニュアル等の名称)を回答してください。】
 - 2 定めていない。
- 問10 ホームページの管理運営についての課題や問題点等があれば記載してください。

別紙 回答用紙(各所属用)

回答機関
担当者職氏名
電 話

問	ホームページ1	ホームページ2	ホームページ3
1	【3の場合利用予定年月:平成 年 月】		
2	http:	http:	http:
3			
4	【1の場合他の所属名称: 】	【1の場合他の所属名称: 】	【1の場合他の所属名称: 】
5 (1)	【4の場合担当者: 】	【4の場合担当者: 】	【4の場合担当者: 】
5 (2)	【4の場合担当者: 】	【4の場合担当者: 】	【4の場合担当者: 】
5 (3)	【4の場合担当者: 】	【4の場合担当者: 】	【4の場合担当者: 】
	【1～4の場合チェック頻度: 】	【1～4の場合チェック頻度: 】	【1～4の場合チェック頻度: 】
6 (1)			
6 (2)	【1の場合:意見・要望の概要及びその対応状況】	【1の場合:意見・要望の概要及びその対応状況】	【1の場合:意見・要望の概要及びその対応状況】
6 (3)	【1の場合:意見・要望の概要及びその対応状況】	【1の場合:意見・要望の概要及びその対応状況】	【1の場合:意見・要望の概要及びその対応状況】
7	【1の場合:過去3年間の受講研修名(人数, 主催者)】 【17年度】	【1の場合:過去3年間の受講研修名(人数, 主催者)】 【17年度】	【1の場合:過去3年間の受講研修名(人数, 主催者)】 【17年度】
	【18年度】	【18年度】	【18年度】
	【19年度】	【19年度】	【19年度】
8	【1の場合マニュアル名称】 【2の場合マニュアル名称(作成所属)】	【1の場合マニュアル名称】 【2の場合マニュアル名称(作成所属)】	【1の場合マニュアル名称】 【2の場合マニュアル名称(作成所属)】
9 (1)	【1の場合未掲載情報の内容】	【1の場合未掲載情報の内容】	【1の場合未掲載情報の内容】
9 (2)	【3の場合主な情報の内容, 公表(掲載)日, 理由】	【3の場合主な情報の内容, 公表(掲載)日, 理由】	【3の場合主な情報の内容, 公表(掲載)日, 理由】
9 (3)	【1の場合掲載する情報の基準・マニュアル名称】	【1の場合掲載する情報の基準・マニュアル名称】	【1の場合掲載する情報の基準・マニュアル名称】
10	【課題・問題点等】	【課題・問題点等】	【課題・問題点等】

監査調書 記入方法

回答機関・担当者職氏名、電話	回答する機関名、窓口担当者の職氏名及び電話番号(県庁内線又は直通外線及び内線)を記載してください。
<p>問1から問10までについて、該当する項目の数字を回答してください。【 】については直接回答内容を記載してください。</p> <p>・回答は、貴所属で利用しているホームページごとに回答してください。(問1の回答は、ホームページ1の欄に回答してください。)</p> <p>なお、4つ以上のホームページを利用している所属又は回答の記載スペースが不足する場合には、適宜、回答欄を複写又は記載欄を拡大してください。</p> <p>・回答はデジタルデータの提出をお願いします。(問1で「2 利用していない。」又は3「現在は利用していないが、今後、利用する予定(計画)がある。」を回答した所属については文書での回答でも構いません。[文書回答の場合は、デジタルデータの提出は不要です。])</p>	
問1	<p>「1 利用している」、「2 利用していない」の別は、貴所属でホームページへの掲載情報(原稿)を作成しているかどうかで判断してください。</p> <p>なお、掲載情報の作成は業者に委託している場合であっても、原稿を県の責任で作成している場合や、原稿は所属で作成し、ホームページへの登録手続きを主管課で実施しているような場合でも、「1 利用している」を選択して以下の問いに回答してください。</p> <p>掲載するホームページは、広島県のホームページ、ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のホームページ～、広島県警察ホームページ等のほか、独自に管理運営しているホームページや他の自治体ホームページ等に情報提供しているものも含まれます。</p> <p>注 貴所属の情報がホームページに掲載されている場合でも、貴所属ではホームページの掲載情報(原稿)を作成せず、他部署の職員が作成している場合には、「2 利用していない」を選択してください。(他部署の情報であってもホームページへの掲載情報(原稿)を作成している場合は、「1 利用している」を選択してください。)</p>
◎ 問2以降の質問は、問1で「1 利用している」と回答した所属のみ回答してください。	
問2	貴所属で利用しているものを全てを回答してください。
問3	所属では原稿のみを作成し、ホームページへの掲載手続きは主管課等が行っている場合は、「1」を選択してください。
問4	他の所属の承認等の手続きが必要な例 広島県ホームページ作成・管理システムを利用する所属における総務局広報広聴課 ホットライン教育ひろしま～広島県教育委員会教育長のホームページ～を利用する所属における教育委員会教育政策室 広島県警察ホームページを利用する機関における警察本部広報課 等
問5(1), (2), (3)	「4 その他」を回答した場合には、当該事務を担当している職員の役職名、担当事務内容等を具体的に記載してください。
問6(2), (3)	【意見・要望の概要及びその対応状況】については、直接記載するほか、内容の分かる既存書類(聞取書 等)を添付してもらっても結構です。

用語解説

用語	説明
※1 カテゴリ	記事を分野別にまとめた索引
※2 スクロール	パソコンの画面操作により、画面内に表示しきれない部分を表示するために、表示内容を上下左右に移動させること。
※3 コンテンツ	ホームページ上で提供されるひとまとまりの情報やサービスの意味。なお、ここではインターネット上のホームページを閲覧したときの1個1個のページのことを主に想定している。
※4 ユーザビリティ	ソフトウェア等の使いやすさ
※5 アクセシビリティ	高齢者や障害者などを含め、誰に対しても情報がきちんと伝わり、誰もが提供されている機能やサービスを容易に利用できること。
※6 JIS X 8341-3	主に高齢者・障害者がウェブコンテンツ ^{※7} を利用するときの情報アクセシビリティ ^{※5} を確保し、向上させるために、ウェブコンテンツ ^{※7} の企画・製作時の配慮すべき事項について規定したもの。
※7 ウェブコンテンツ	インターネット上で提供される情報やサービス